

平成27年4月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

(口頭弁論終結日 平成27年3月19日)

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

別紙請求目録記載のとおり

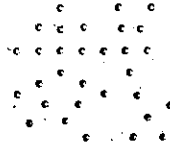
第2 事案の概要

- 1 本件は、平成26年12月14日に施行された衆議院議員総選挙(以下「本件選挙」という。)について、宮城県第1ないし第6区、青森県第1ないし第4区、岩手県第1ないし第4区、福島県第1ないし第5区及び山形県第1ないし第3区(以下「本件各選挙区」という。)の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙(以下「小選挙区選挙」という。)の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。
- 2 前提となる事実(証拠を掲記したもののほかは、当事者間に争いが無いか弁論の全趣旨により容易に認められる事実である。)
 - (1) 原告らはそれぞれ、本件選挙について選挙の無効を求める本件各選挙区の選挙人である。
 - (2) 衆議院議員の選挙制度は、平成6年1月に成立した公職選挙法の一部を改正する法律(平成6年法律第2号、その後、同法は平成6年法律第10号及

び同第104号によりその一部が改正された。)により、従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた。

平成24年法律第95号改正前の公職選挙法によれば、衆議院議員の定数は480人とされ、そのうち300人が小選挙区選出議員、180人が比例代表選出議員とされ(同法4条1項)、小選挙区選挙については、全国に300の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされ(同法13条1項、別表第1。以下、後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「区割規定」という。)、比例代表選出議員の選挙(以下「比例代表選挙」という。)については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている(同法13条2項、別表第2)。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている(同法31条、36条)。

- (3) 上記の公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成24年法律第95号による改正前のもの。以下「旧区画審設置法」という。なお、改正の前後を通じていう場合には、単に「区画審設置法」という。)によれば、衆議院議員選挙区画定審議会(以下「区画審」という。)は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている(同法2条)。そして、同法3条は、上記の改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものと定めるとともに(同条1項)、各都道府県の区域内の選挙区の数、各都道府県にあらかじめ1を配当することとし(以下、このことを「1人別枠方式」という。)、この1に、小選



選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすると定めていた（同条2項。以下、旧区画審設置法3条の定める小選挙区の区割りの基準を「旧区割基準」といい、この規定を「旧区割基準規定」という。）。

選挙区の改定に関する区画審の勧告は、統計法5条2項本文（平成19年法律第53号による改正前は4条2項本文）の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ（区画審設置法4条1項）、さらに、区画審は、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、上記の勧告を行うことができるものとされている（同条2項）。

- (4) 区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査の結果に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関し、旧区画審設置法3条2項に従って各都道府県の議員の定数につきいわゆる5増5減を行った上で、同条1項に従って各都道府県内における選挙区割りを策定した改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けて、平成14年7月、その勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成14年法律第95号）が成立した（以下、上記改正後、平成24年法律第95号による改正前の公職選挙法13条1項及び別表第1を併せて「旧区割規定」といい、改定された選挙区割りを「旧選挙区割り」という。）。

なお、平成12年に実施された国勢調査の結果によれば、旧区割規定の下における選挙区間の人口の最大較差は、人口が最も少ない高知県第1区と人口が最も多い兵庫県第6区との間で1対2.064であり、高知県第1区と比べて人口較差が2倍以上となっている選挙区は9選挙区であった。

- (5) 旧選挙区割りに基づいて平成21年8月30日に衆議院議員総選挙が施行されたが（以下「平成21年選挙」という。）、その選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人

数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.304であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は45選挙区であった。

平成21年選挙について、最高裁平成22年(行ツ)第207号同23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁(以下「平成23年大法廷判決」という。)は、選挙区の改定案の作成に当たり、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとする旧区画審設置法3条1項の定めは、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであると評価する一方、平成21年選挙時において、選挙区間の投票価値の較差が上記のとおり拡大していたのは、各都道府県にあらかじめ1の選挙区数を割り当てる同条2項の1人別枠方式がその主要な要因となっていたことが明らかであり、かつ、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点から導入された1人別枠方式は既に立法時の合理性が失われていたものというべきであるから、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分及び旧区割基準に従って改定された旧区割規定の定める旧選挙区割りには憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判示した。そして、同判決は、これらの状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、旧区割基準規定及び旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできないとした上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に上記の状態を解消するために、できるだけ速やかに旧区割基準中の1人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示した。

- (6) 平成23年大法廷判決を受けて政党間の協議が行われ、投票価値の較差の是正に向けた選挙制度改革の議論が重ねられたが、成案を得るに至らず、平成22年10月に実施された国勢調査の結果に基づき、区画審が選挙区割りの改定案を勧告する期限である平成24年2月25日が経過した。

その後、平成24年11月16日に、1人別枠方式を廃止すること（旧区画審設置法3条2項の削除）及び各都道府県の選挙区数を0増5減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の各選挙区数をそれぞれ1減することをいう。以下同じ。）して295人とし、区割規定の改定を行うことを内容とする衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（平成24年法律第95号。以下「平成24年改正法」という。）が成立した。

平成24年改正法は、その附則において、旧区画審設置法3条2項を削除する規定については公布日から施行するものとする一方で、各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする改正後の公職選挙法の規定は、次回の総選挙から適用するものとし、0増5減を前提に、区画審が選挙区間の人口較差が2倍未満となるように選挙区割りを改める改定案の勧告を公布日から6月以内に行い、政府がその勧告に基づいて速やかに法制上の措置を講ずべき旨を定めた。

- (7) 平成24年改正法の成立と同日に衆議院が解散され、その1か月後の平成24年12月16日に衆議院議員総選挙が施行された（以下「平成24年選挙」という。）が、平成24年改正法の改正内容に沿った選挙区割りの改定には新たな区画審の勧告及びこれに基づく別途の法律の制定を要するため、平成24年選挙は、前回の平成21年選挙と同様に、旧区割規定の定める旧選挙区割りに基づいて施行された。

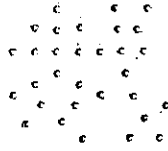
平成24年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない高知県第3区と選挙人数が最も多い千葉県第4区との間で1対2.425であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は72選挙区であった。

- (8) 平成24年選挙の後、平成24年改正法の附則の規定に従って区画審によ

る審議が行われ、平成25年3月28日、区画審は、内閣総理大臣に対し、上記規定に基づき、各都道府県の選挙区数を0増5減し、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改める内容の選挙区割りの改定案の勧告を行った(乙2)。

上記勧告を受けて、同年4月12日、内閣は、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする平成24年改正法の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年6月24日、平成25年法律第68号(以下「平成25年改正法」という。)として成立し、同月28日に公布された。平成25年改正法中の、0増5減及びこれを踏まえた区画審の上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする規定(以下「本件区割規定」という。)は同年7月28日から施行され、これにより、各都道府県の選挙区数の0増5減とともに上記改定案のとおり選挙区割りの改定が行われ(以下、改定された選挙区割りを「本件選挙区割り」という。)、平成22年実施の国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差は1.998倍に縮小された。

- (9) 旧区割規定の定める旧選挙区割りに基づいて施行された平成24年選挙について、最高裁平成25年(行ツ)第209号ないし第211号同年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁(以下「平成25年大法廷判決」という。)は、平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旧選挙区割りの下で再び施行されたものであり、平成21年選挙時よりも、選挙区間の投票価値の較差が更に拡大して最大較差が2.425倍に達していたことに照らせば、旧選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったと判示した。もともと、同判決は、平成24年選挙前に成立した平成24年改正法の定めた枠組みに基づき、本来の任期満了時まで、区画審の改定案の勧告を経て平成25年改正法が成立して0増5減の措置が行われ、平成22年実施の国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を2倍未満に抑える選挙区割りの改定が実現されたよう



に、平成23年大法廷判決を受けて、立法府において是正のための取組が行われ、平成24年選挙時までには是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていたものということができ、このような国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということとはできないから、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできないと判示した。

- (10) 平成25年大法廷判決を受けて、国会では与野党による選挙制度実務者協議により選挙制度改革の検討が重ねられたが、意見を集約することができなかった。そこで、平成26年6月19日、衆議院に、衆議院選挙制度に関する調査、検討等を行うため、有識者による議長の諮問機関として「衆議院選挙制度に関する調査会」（以下「選挙制度調査会」という。）が設置され、同調査会は、一票の較差を是正する方途等の諮問事項について調査、検討し、現議員の任期である平成28年12月を念頭に、立法作業や周知期間を考慮した時期に議長に答申することとし、各党派はその答申を尊重するものとされた（乙3、4）。

選挙制度調査会は、平成26年9月11日、同年10月9日、同月20日及び同年11月20日に一票の較差の問題について議論を行ったが、較差是正の方途について具体的な方向性を打ち出すには至らなかった（乙5の1～3、6ないし8の各1・2）。

- (11) 平成26年11月21日に衆議院が解散され、同年12月14日に本件選挙が本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づいて施行された。

本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、選挙人数が最も少ない宮城県第5区と選挙人数が最も多い東京都第1区との間で1対2.129であり、宮城県第5区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は1

3 選挙区であった（乙1）。

(12) 本件選挙後の平成26年12月26日には、衆議院議院運営委員会の理事会において、選挙制度調査会による議論を継続する方針が確認され、平成27年1月23日に開催された上記理事会において、当初の予定どおり、平成28年12月を念頭に、立法作業や周知期間を考慮した時期に議長に答申を行うことが確認された（乙11、14）。

そして、平成27年2月9日及び3月3日に実施された選挙制度調査会は、現行の議員定数である295を前提とすると、較差が最も小さくなるアダムズ方式を用いる9増9減案（最大較差1.598）を中心に議論を進め、平成27年中には答申をまとめる方針が示された（乙15ないし17の各1・2）。

3 当事者の主張

(1) 原告らの主張

憲法前文第1文、1条、56条2項は、人口比例選挙を保障する規範であるところ、本件選挙区割りには1人別枠方式の構造的な問題が解決されておらず、憲法の投票価値の平等の要求に反するものであって、本件選挙区割りを定めた本件区割規定は違憲であり、憲法98条1項により無効である。

仮に、いわゆる是正のための合理的期間を考えるとしても、平成23年大法廷判決から約3年8か月経過した本件選挙の時点では、既に合理的期間は徒過しているから、本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づいて施行された本件選挙の本件各選挙区における選挙は無効である。

なお、本件選挙を違法としながら事情判決を言い渡すことは、憲法98条1項に違反する。本件選挙について無効とする判決を言い渡しても、その効果が遡及することはないし、比例代表選出議員によって衆議院の活動が可能であるから、社会的混乱が生ずることはない。

(2) 被告らの主張

本件区割規定は、平成23年大法廷判決によって憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるとされた旧区割規定を平成24年改正法及び同法の枠組みに基づく平成25年改正法により改正したものであり、改正の結果、本件区割規定の定める本件選挙区割りでは、平成22年実施の国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が1.998倍に縮小された。これは、平成24年改正法による改正後の区画審設置法（以下「新区画審設置法という。）3条の趣旨に沿うものであり、その後の人口変動の結果、本件選挙当日の選挙区間における選挙人数の最大較差が2倍を超えたが、2.129倍（なお、東日本大震災の影響による人口減少が生じた宮城県第5区を除けば2.109倍）と僅かに超えたに過ぎず、1人別枠方式の構造的な問題の解決は今後の国勢調査の結果を踏まえて行うことが想定されていることからしても、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえない。

仮に、本件区割規定の定める本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあった場合でも、国会において、本件選挙までの間に本件選挙区割りが違憲状態になったことを認識することはできなかつたし、いずれかの時点で認識し得たとしても、現在、選挙制度調査会において、平成28年12月を念頭に答申を行うべく選挙制度の改革に向けた検討を重ねていることからすれば、憲法上要求される合理的期間内に是正されなかつたということできないから、本件区割規定は憲法の規定に違反しない。

第3 当裁判所の判断

- 1 代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、国政における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の事情に即して具体的に決定されるべきものである。

我が国においては、憲法が国会の両議院の議員の選挙について、議員は全国

民を代表するものでなければならないという基本的な要請（43条1項）の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるものとし（同条2項、47条）、選挙制度の具体的な仕組みの決定については、原則として国会の広い裁量に委ねている。したがって、国会が選挙制度の具体的な仕組みについて定めたところが、上記の基本的な要請や法の下での平等などの憲法上の要請に反するため、上記のような裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めて憲法に違反することになると解すべきである（最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和58年11月7日大法廷判決・民集37巻9号1243頁、最高裁昭和60年7月17日大法廷判決・民集39巻5号1100頁、最高裁平成5年1月20日大法廷判決・民集47巻1号67頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁、最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決参照）。

2 原告らは、憲法前文第1文、1条、56条2項の各規定を根拠として、憲法は、議員の定数の配分について、人口比例選挙を保障している旨主張する。

確かに、憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解されるが、投票価値の平等は選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、やむを得ないものと解される。

そして、憲法は、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平

等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることを求めているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することを許容しているものといえる。

具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになる（前掲各大法廷判決）。

- 3 上記の基本的な判断枠組みに立った上で、平成23年大法廷判決は、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、前記のとおり平成6年の選挙制度改革の実現のための人口比例の配分により定数の急激かつ大幅な減少を受ける人口の少ない県への配慮という経緯に由来するもので、その合理性には時間的な限界があったところ、上記選挙制度が導入から10年以上を経過して定着し安定した運用がされていた平成21年選挙時には、その不合理性が投票価値の較差としても現れ、その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、上記の状態にあった同方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反することに至っていた旨判示したものである。そして、平成25年大法廷判決は、上記のとおり平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旧選挙区割りについて、平成24年選挙時には選挙区間の較差も更に拡大して最大較差が2.425倍に達していたこと等に照らして、平成24年選挙時においても、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあった旨判示

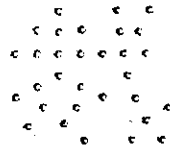
したものである。

平成24年選挙の約半年後に成立した平成25年改正法では、定数配分の0増5減の措置が行われ、平成22年実施の国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を2倍未満に抑える選挙区割りの改定が行われたものの、本件選挙区割りでは、旧区画審設置法3条2項を削除して1人別枠方式を廃止した平成24年改正法を受けて、平成22年実施の国勢調査の結果を基に定数の再配分が行われたわけではなく、定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており、1人別枠方式の構造的な問題が解決されているとはいえず、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえなかった。

このような平成25年改正法の本件選挙区割りは、今後の人口変動により、再び較差が2倍以上の選挙区が出現し増加することが懸念されていたところ、本件選挙時には、平成25年改正法の成立からわずか1年半しか経過していないにもかかわらず、前記のとおり選挙区間の選挙人数の最大較差は2倍を超える2.129倍となり、較差が2倍以上となった選挙区も13に上ったのであるから、平成24年選挙よりは最大較差が縮小し、較差が2倍以上の選挙区の数も減少したとはいえ、やはり本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったことに変わりはないというべきである。

なお、被告らは、本件選挙において選挙人数が最も少なかった宮城県第5区は、東日本大震災の影響を受けて、社会的情勢の変化による人口変動を大幅に超えた人口減少が生じたという特殊事情があるため、同区を除いて最大較差を考えるべきであり、その場合の最大較差は2.109倍となる旨主張するが、被告らの上記主張によっても、選挙区間の選挙人数の最大較差は2倍を超えているのであって、上記主張は前記結論を左右するものではない。

4 しかしながら、憲法が予定している司法権と立法権の関係からすれば、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判



断した場合に、国会はこれを受けて是正を行う責務を負うが、その是正方法については幅広い裁量権を有しており、国会において自ら制度の見直しを行うことが想定されているものと解される。したがって、定数配分又は選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される（平成25年大法廷判決）。

そこで、本件において、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かについて検討する。

旧区割基準中の1人別枠方式に係る部分及び同方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする平成23年大法廷判決が示されたのは、平成23年3月23日であり、国会においてこれらが上記の状態にあると認識し得たのはこの時点からであったというべきである。

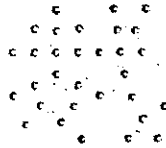
これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法3条2項の定める1人別枠方式を廃止し、同条1項の趣旨に沿って平成22年実施の国政調査の結果を基に議員定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていた。これは制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するもので、国会における合意の形成が容易でない事柄であったため、平成23年大法廷判決から約1年8か月後に成立した平成24年改正法では、まずは1人別枠方式の廃止（旧区画審設置法3条2項の削除）及び0増5減による定数配分の見直しという枠組みが定められ、平成24年選挙の約半年後に平成25年改正法が成立し、漸く平成22年実施

の国政調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を2倍未満に抑える選挙区割りの改定が実現された。この平成25年改正法自体、前述のとおり、1人別枠方式の構造的な問題が解決されているとはいえず、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえないという限界はあるものの、この問題について合意を形成することが容易ではないことに鑑みると、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、このような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところと解される。

そして、国会は、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けて、本件選挙前に衆議院に設置した選挙制度調査会において、本件選挙後も引き続き選挙制度の調査、検討を重ねており、同調査会は、一票の較差を是正する方途等の諮問事項について、平成27年中に答申をまとめ、平成28年12月を念頭に、立法作業や周知期間を考慮した時期に答申を行う予定であり、各会派はその答申を尊重するものとされている。

上記のように、国会が自ら投票価値の平等の要請にかなうような抜本的な選挙制度の見直しに向けた作業を現在進めていることに加えて、本件選挙区割りは、平成25年改正法の成立時点では、平成22年実施の国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を2倍未満に抑える選挙区割りであったこと、本件選挙時には、前記のとおり選挙区間の選挙人数の最大較差は2倍を超えたものの、2.129倍と平成24年選挙時よりも縮小し、較差が2倍以上となった選挙区も13に止まったことなども併せ考慮すれば、国会における是正の実現に向けた取組が平成23年及び平成25年の各大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったとまではいうことはできず、本件において、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったということとはできない。

5 以上によれば、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割り



は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったということとはできず、本件区割規定が憲法の規定に違反するものということとはできない。

6 よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 古久保 正 人

裁判官 鈴木 陽 一

裁判官 男 澤 聡 子